

国民健康保険証を更新します

現在交付されている保険証の有効期限は**7月31日(月)まで**です。新しい保険証は、7月中旬に「簡易書留」で送付します。



保険証の有効期限にご注意ください

国民健康保険証の有効期限は、基本的に8月1日から翌年の7月31日までとなっています。ただし、次に該当される方は有効期限が異なりますのでご了承ください。

- ▽75歳になる方
- ▽70歳になる方
- ▽退職者医療被保険者の本人または被扶養者が65歳になる方

詳しくは、戸籍保険課へお問い合わせください。

納税相談をおこないます

国民健康保険税の納付についてお困りの方に対し、納税相談をおこないます。お手元に納税通知書が届きましたら、戸籍保険課へお越しください。また、平日役場へお越しただくことのできない方のために、下記の日程で休日納税相談をおこないますのでご利用ください。

国民健康保険税

休日納税相談

日時 7月30日(日)

午前8時30分から午後0時30分

場所 役場 戸籍保険課

入院などで医療費が高額になる方へ

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、後日申請により高額療養費として払い戻されますが、受診時に「限度額適用認定証」または「限度額適用標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、自己負担限度額までの窓口負担ですみます。

※「限度額適用認定証」「限度額適用標準負担額減額認定証」は、あらかじめ戸籍保険課の窓口へ申請し

て交付を受けてください(保険証と印かん、世帯主と認定証の発行を希望する方の個人番号の分かる書類、身分証明書を持参してください)。

※現在交付されている認定証の有効期限は7月31日(月)までです。引き続き認定証が必要な方は、戸籍保険課窓口で申請してください。

※国保税を滞納していると、認定証の交付を受けられません。

	受診するときに必要なもの	自己負担限度額
旧ただし書き所得 901万円超	保険証、 限度額適用認定証	25万2,600円+ (医療費の総額- 84万2,000円)×1% 【4回目以降: 14万100円】
旧ただし書き所得 600万円超 901万円以下		16万7,400円+ (医療費の総額- 55万8,000円)×1% 【4回目以降: 9万3,000円】
旧ただし書き所得 210万円超 600万円以下		8万100円+ (医療費の総額- 26万7,000円)×1% 【4回目以降: 4万4,400円】
旧ただし書き所得 210万円以下		5万7,600円 【4回目以降: 4万4,400円】
住民税非課税世帯	保険証、 限度額適用・標準 負担額減額認定証	3万5,400円 【4回目以降: 2万4,600円】

平成29年度 後期高齢者医療保険料が決定しました
7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納付通知書」を送付します

▽原則、特別徴収（年金からの差し引き）となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の額が年間18万円未満の方、もしくは介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える場合等は、特別徴収になりません。

なお、手続きの都合上、後期高齢者医療の被保険者になつてすぐには特別徴収にはなりませんので、最初が普通徴収（納付書等での個別納付）、途中から特別徴収となります。

▽特別徴収にならない方については、普通徴収となります。便利な口座振替も利用できますので、戸籍保険課窓口または町税等取扱金融機関へお申し込みください。普通徴収の納期は、7月から翌年2月までの各月です。

保険料の計算方法

保険料は、一人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額です。なお、一人あたりの上限額は年額57万円です。

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 4万6,984円 + \text{所得割額 } (\text{総所得金額等} - 33万円) \times 9.54\%$$

※後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率が見直されます。平成28・29年度の保険料率は、医療給付費の増加等により、平成26・27年度と比較して増加しています。
(参考)平成26・27年度保険料率: 所得割率 9.00% 均等割額 4万5,761円

均等割額の軽減について

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額等の合計額により均等割額が軽減されます。ただし、年金所得については、通常の年金所得から特例としてさらに15万円を控除します。

9割軽減 (4万2,286円軽減)
● 所得金額の合計が33万円以下
● 被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他の所得がない）

8.5割軽減 (3万9,937円軽減)
● 所得金額の合計が33万円以下
● 9割軽減にあてはまらない

5割軽減 (2万3,492円軽減)
● 所得金額の合計が33万円を超え、33万円 × (27万円 × 世帯の被保険者数) 以下

2割軽減 (9,397円軽減)
● 所得金額の合計が33万円を超え、33万円 × (49万円 × 世帯の被保険者数) 以下

所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、所得割額が2割軽減されます。

旧被扶養者の軽減

後期高齢者医療の被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合等の被扶養者（国民健康保険および国民健康保険組合加入者を除く）だった方は、保険料の均等割額が平成28年度までは、9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減になります。所得割は引き続き課せられません。

問合せ先 戸籍保険課

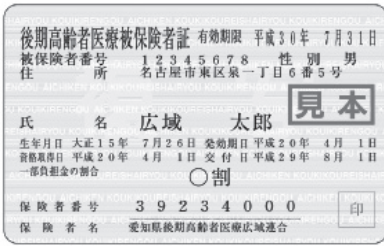
95-11116

後期高齢者医療制度の
保険証を更新します

現在交付されている保険証の有効期限は7月31日(月)までです。新しい保険証は、7月中旬から下旬にかけて簡易書留で送付します。有効期限を過ぎた保険証は使用できません。8月1日(火)以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、申請が必要です(すでに「送付先変更申請書」を提出されている場合は、改めて申請する必要はありません)。

印かんと写真付きの身分証明書をお持ちの上、戸籍保険課で申請してください。なお、送付先を住民登録地へ戻す場合にも申請が必要です。



▲後期高齢者医療被保険者証 (橙色)

協定保養所利用助成

被保険者の皆さんの健康保持増進を目的に、次の協定保養所に宿泊した場合、1泊につき千円が助成されます。ご利用される方は、協定保養所へ後期高齢者医療の被保険者であることを伝えて直接お申し込みください。宿泊当日は、窓口で「保険証」を提示してください。

協定保養所名	電話番号
サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市 百年草	0565-62-0100
レイクサイド入鹿	0568-67-3811
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	0594-42-3330
あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
シーサイド伊良湖	0531-35-1151

※年度ごとに最大4泊まで

各種医療費受給者証をお持ちの方へ

▽後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

後期高齢者福祉医療費受給者証の有効期限が、今年の7月31日(月)までとなっています。対象の方には6月下旬に通知しますので、期日までに手続きをしてください。

▽母子・父子家庭医療費受給者証をお持ちの方へ

母子・父子家庭医療費受給者証を8月に更新します。対象の方には7月中旬に通知しますので、期日までに手続きをしてください。

なお、母子・父子家庭医療費受給者証については、所得制限があります。

所得制限

- ▽扶養0人 192万円以上
- ▽扶養1人 230万円以上
- ▽扶養2人 268万円以上
- ▽扶養3人 306万円以上
- ▽扶養4人 344万円以上

問合せ先 戸籍保険課

☎ 95-11116



医療費を大切にするために
心がけましょう

- 「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」をもちましょう。
- 「はしご受診」や「重複受診」はやめましょう。
- 時間外受診は避けましょう。
- 治療は途中でやめないようにしましょう。
- 領収書・明細書は保管しておきましょう。
- 定期健診を受け、日頃から健康管理に努めましょう。

